

第8節

死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

(死因究明により得られた情報の活用)

1 死因・身元調査法に基づく通報の実施

【施策番号80】

警察及び海上保安庁においては、死因・身元調査法第9条の規定に基づき、同法第4条第2項の規定による調査、同法第5条第1項の規定による検査又は同法第6条第1項の規定による解剖により明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するよう努めている。

令和3年中の、警察における同法第9条の規定に基づく通報件数は1,497件であり、海上保安庁における同条の規定に基づく通報はなかった。

資2-8-1-1 警察における死因・身元調査法第9条の規定に基づく通報件数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
通報件数	170	949	756	1,017	1,497

出典：警察庁資料による

資2-8-1-2 海上保安庁における死因・身元調査法第9条の規定に基づく通報件数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
通報件数	0	0	0	0	0

出典：海上保安庁資料による

2 解剖、死亡時画像診断等の情報を収集するデータベースの構築等

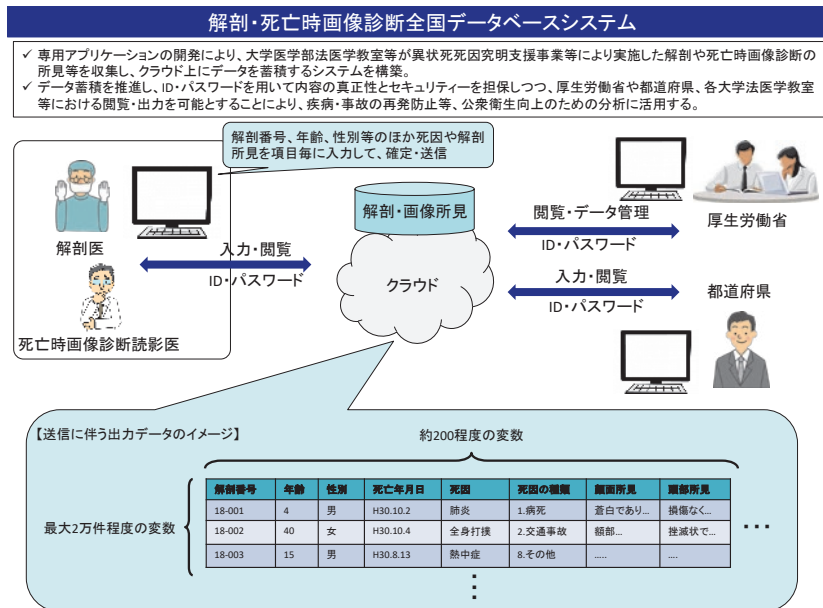
【施策番号81】

厚生労働省においては、平成27年度以降、死因究明体制の充実や疾病予防、健康長寿対策等の公衆衛生の向上に資することを目的として、異状死死因究明支援事業（P59【施策番号48】参照）を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報の分析・検証を行う事業を行っている。

令和3年度は、異状死死因究明支援事業を活用するなどして実施された解剖や死亡時画像診断に関する情報を収集し、関係機関において共有・分析するために構築した解剖・死亡時画像診断全国データベースシステムについて、これを利用することが想定される大学の法医学教室や県の知事部局等の意見を聞きながら、その具体的な運用要領等に関する検討を行った。

資 2-8-2

解剖・死亡時画像診断全国データベースシステムの概要



出典：厚生労働省資料による

3 異状死死因究明支援事業等の検証等

【施策番号 82】（再掲）

P29 【施策番号 4】 参照

4 都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の開催等

【施策番号 83】（再掲）

P29 【施策番号 5】 参照

5 死亡時画像診断に関する研修等への警察による協力

【施策番号 84】（再掲）

P33 【施策番号 9】 参照

6 検案医等への解剖等の結果の還元

【施策番号 85】（再掲）

P30 【施策番号 6】 参照

7 死亡診断書（死体検案書）の様式等の必要な見直し及び電子的交付の検討

【施策番号 86】（再掲）

P61 【施策番号 50】 参照

8 CDRに関する情報の収集、管理、活用等の在り方についての検討

【施策番号 87】

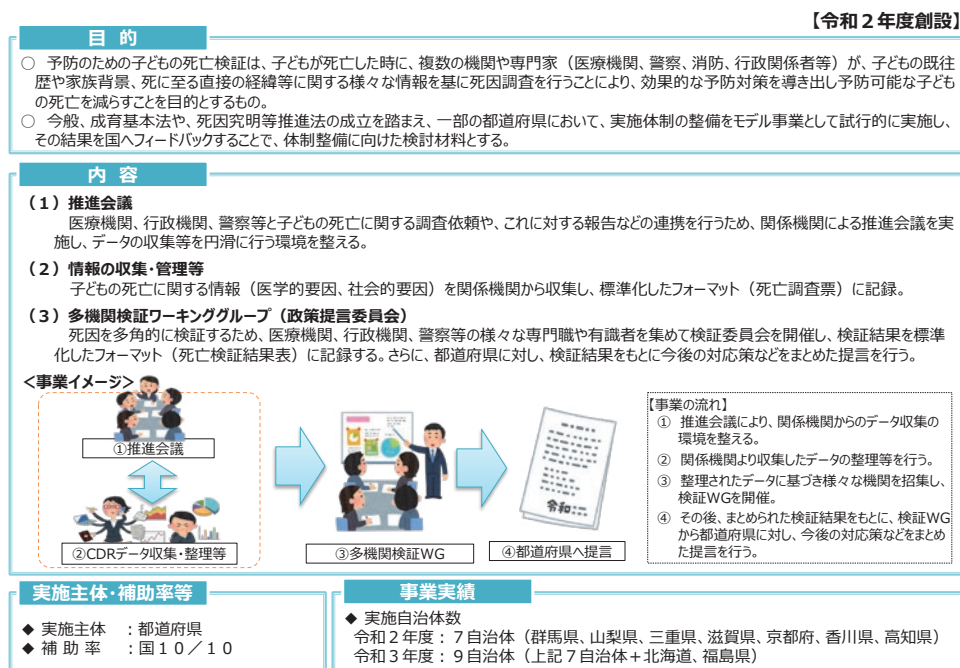
予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review（以下「CDR」という。））は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするものである。

厚生労働省においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）や基本法が施行されたことを踏まえ、内閣府、警察庁、法務省及び文部科学省と連携しつつ、令和2年度に7府県（群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県及び高知県）でCDR体制整備モデル事業を開始した。令和3年度は2道県（北海道及び福島県）で新たに同事業を開始しており、令和4年3月末現在、これら9道府県で試行的にCDRの実施体制を整備している。

今後、同事業を推進するとともに、事業の結果を踏まえて、CDRの体制整備に向けた検討を進めていくこととしている。

資2-8-8 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業の概要

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業



出典：厚生労働省資料による

9 虐待による死亡が疑われる事例の児童相談所等への共有

【施策番号 88】

厚生労働省においては、虐待により児童が心身に著しく重大な被害を受けた事例の地方公共団体による分析に資するよう、医療機関や大学の法医学教室等において虐待による死亡が疑われると判断した場合には、関係法令との整合性を図りつつ、児童相談所等の関係機関に情報が共有されるよう、その具体的な方法等について警察庁及び法務省と協議を行った。

今後、その協議結果を踏まえつつ、虐待による児童の死亡事案の情報共有について、関係機関・団体への周知を図ることとしている。

(死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進)

10 犯罪捜査の手續が行われた死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明

【施策番号 89】

警察、検察庁及び海上保安庁においては、犯罪死体等の犯罪捜査の手續が行われた死体について、刑事訴訟法第 47 条の趣旨等を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配慮しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うよう努めている。

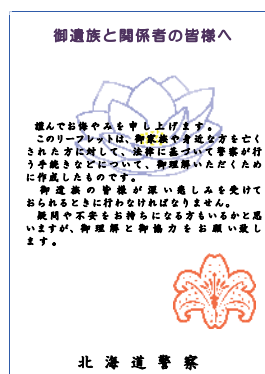
11 犯罪捜査の手續が行われていない死体に係る死因等についての丁寧な遺族等への説明

【施策番号 90】

警察及び海上保安庁においては、犯罪捜査の手續が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつ、死因・身元調査法第 10 条の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなどして丁寧な説明に努めている。

また、死体の調査、解剖等に関する手續等を記載したパンフレットを作成・活用するなどして、遺族等の心情に配慮した適切な対応に努めている。

資 2-8-11 遺族説明用パンフレット（北海道警察）



出典：警察庁資料による

12 解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師 に対する遺族等への説明の依頼

【施策番号91】

警察及び海上保安庁においては、遺族等への死因等の説明に際して、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取して身元確認の異同を判断した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を踏まえた対応に努めている。

13 死亡診断書（死体検案書）の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきこと についての周知

【施策番号92】

厚生労働省においては、医師が死亡診断書（死体検案書）を作成するに当たっての留意事項等をまとめた死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル^{注6)}を発行しており、その中で、遺族等からの要望があった場合、死亡診断書（死体検案書）の内容について遺族へできるだけ丁寧に説明を行うことなどについて記載し、その周知を図っている。

令和3年度は、地方協議会や日本医師会主催の都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会（仮称）」連絡協議会等を通じ、各都道府県医師会からの参加者等に対して、遺族等からの要望があった場合には、死亡診断書又は死体検案書の内容についてできるだけ丁寧に説明すべきであることについて、検案に携わる医師への周知を依頼した。

資2-8-13 令和3年度版 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル



出典：厚生労働省資料による

注6) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>